

## 高崎市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、肢体不自由による身体障害者(以下「障害者」という。)が、道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項に規定する普通自動車運転免許(以下「免許」という。)を初めて取得する場合、その取得に要する経費の一部を補助することにより、障害者の社会参加と自立更生を支援することを目的とするもので、当該補助については、高崎市補助金等交付規則(昭和39年高崎市規則第46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市に住所を有する者

(2) 肢体不自由により、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第23条の規定による適性試験に合格し、普通自動車免許を初めて取得しようとする者

(3) 申請年度の**市民税所得割額**(当該年度の市民税額が確定していないときは、前年度の市民税所得割額)が、160,000円未満の者(年少扶養控除及び特定扶養控除廃止に伴い市民税所得割額が160,000円を超えた者を含む。)のみで構成される世帯(住民票上の世帯をいう。)に属する者

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、前条に規定する者が、免許取得のため、都道府県公安委員会の指定した自動車教習所で教習を受ける場合に必要な経費(以下「教習料」という。)とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、教習料から寄付金、その他の収入額を控除した額と補助基準限度額210,000円とを比較していずれか少ない方の額に次の補助率を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が発生した場合は切り捨てるものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び市民税を課せられていない世帯に属する者 10分の10

(2) 世帯員のうち**市民税所得割額**が最も多い者の当該市民税所得割額が33,000円未満である世帯に属する者(前号に規定する者を除く。) 10分の5

(3) 世帯員のうち**市民税所得割額**が最も多い者の当該市民税所得割額が33,000円以上160,000円未満である世帯に属する者 3分の1

(交付の条件)

第5条 この補助制度による補助金の交付を受けようとするものは、次の各号のいずれをも遵守しなければならない。

(1) 補助対象者は、当該年度の末日までに免許を取得しなければならない。

ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(2) 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 補助対象者は、高崎市補助金等交付規則、この要綱及び補助金交付決定通知に記載の交付条件を遵守しなければならない。

(5) この補助制度による補助金の交付は、障害者1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、教習開始前に補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 申請状況調書（様式第3号）

(3) 同意書（様式第4号）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について必要な審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付・不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助対象事業の変更等をしようとするときは、速やかに補助金変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績の報告)

第9条 交付決定者は、免許を取得した日から起算して14日以内に実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 事業精算書（様式第8号）

- (2) 証明書(様式第9号)
- (3) 教習料に係る領収書の写し
- (4) 取得した自動車運転免許証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、前項の規定による報告をする際、請求書により補助金の交付を請求するものとする。

(補助金交付の方法及び時期)

第10条 補助金の交付は、精算払とし、実績報告書の提出後交付する。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の中止又は廃止をするとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

平成 年 月 日

（あて先）高崎市長

申請者 住 所

氏 名 印

補 助 金 交 付 申 請 書

平成 年度高崎市身体障害者自動車運転免許取得費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり必要書類を添付のうえ申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
  
- 2 事業の実施予定期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで
  
- 3 添付書類
  - （1）身体障害者自動車運転免許証取得費補助事業計画書
  - （2）申請状況調書
  - （3）同意書
  - （4）その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 内訳

取得に要 する経費 A	収入額又 は寄附金 B	差引額 (A-B) C	補助基準 限度額 D	補助基本額 CとDを比較 して少ない方 の額 E	補助額 (E×補助率)
円	円	円	円	円	円

2 教習予定期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

3 自動車教習所

(1) 所在地

(2) 名称

様式第3号（第6条関係）

申請状況調書

申請者	住所			
	氏名	男 年 月 日生 女 ( 歳)		
身体障害者 手帳に関する こと	交付日	年 月 日	番 号	第 号
	障害名		等 級	種 級
職 業				
運 転 適 性 検 査 通 知 書 記 載 内 容		別添参照		
申 請 者 課 税 状 況 (該当する事項に○)		<p>ア 生活保護法による被保護世帯及び市民税を課せられていない世帯に属する者</p> <p>イ 世帯員のうち市民税所得割額が最も多い者の当該市民税所得割額が33,000円未満である世帯に属する者（前号に規定する者を除く。）</p> <p>ウ 世帯員のうち市民税所得割額が最も多い者の当該市民税所得割額が33,000円以上160,000円未満である世帯に属する者</p>		
車 の 使 用 目 的		通 勤 ・ 自 営 業 ・ 日 常 生 活 全 般		
備 考				
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 印</p>				

様式第4号（第6条関係）

## 同意書

高崎市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱第6条に基づき、高崎市身体障害者自動車運転免許取得費補助金の交付申請をしましたが、私が同要綱第2条に定める補助対象者として該当するか判断するために必要な、私及び私が属する世帯員の収入状況につき、市、税務署若しくは源泉徴収義務者に照会することに同意します。

平成 年 月 日

（あて先）高崎市長

申請者 住 所 高崎市

氏 名

印

様式第5号（第7条関係）

高崎市指令障害福祉課第 号

住 所  
氏 名 様

補助金交付・不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった身体障害者自動車免許取得費補助金について、次のとおり交付・不交付決定したので、高崎市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

平成 年 月 日

高崎市長 

記

1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助対象者は、当該年度の末日までに免許を取得しなければならない。
- (2) 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることが求められたときは、これに応じなければならない。
- (3) 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- (4) 補助対象者は、高崎市補助金等交付規則（昭和39年高崎市規則第46号）、この要綱及び補助金交付決定通知に記載の交付条件を遵守しなければならない。

3 不交付の理由



様式第6号（第8条関係）

平成 年 月 日

（あて先）高崎市長

補助対象者 住 所  
氏 名

印

補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け高崎市指令障害福祉課第 号で補助金の交付決定を受けた身体障害者自動車運転免許取得費補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので下記のとおり申請します。

記

1 変更内容	変更前	
	変更後	
2 変更理由		

※添付書類（参考となる書類）

様式第7号（第9条関係）

平成 年 月 日

（あて先）高崎市長

住 所

氏 名

印

実 績 報 告 書

平成 年 月 日付け高崎市指令障害福祉課第 号により補助金の交付決定を受けた身体障害者自動車運転免許取得費補助事業が完了したので、高崎市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱第9条の規定に基づき関係書類を添付し報告します。

記

補助金交付決定額

円

添付書類

- （1）事業精算書
- （2）証明書
- （3）教習料に係る領収書の写し
- （4）取得した自動車運転免許証の写し
- （5）その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第9条関係）

事業精算書

1 内訳

取得に要 する経費 A	収入額又 は寄附金 B	差引額 (A-B) C	補助基準 限度額 D	補助基本額 CとDを比較 して少ない方 の額 E	補助額 (E×補助率)
円	円	円	円	円	円

2 免許証の取得状況

(1) 免許証番号 第 号  
(2) 交付年月日 平成 年 月 日

3 免許証の条件

様式第9号（第9条関係）

証 明 書

区 分		所要時間	単 価 (円)	金 額 (円)
入 所 料				
教 習 料	所 内 教 習			
	路 上 教 習			
	高 速 教 習			
	特 別 技 能			
	夜 間 割 増			
	学 科 教 習			
教 科 書 代				
路 上 手 数 料				
適 性 検 査 料				
修 了 検 定	仮 免 受 験 料			
	検 定 料			
卒 業 検 定	検 定 料			
	証 明 書 料			
写 真 代				
そ の 他 ( )				
消 費 税				
合 計				

本教習所教習生 (住所 )

(氏名 )

の教習経費は上記のとおり要したことを証明します。

平成 年 月 日

(あて先) 高崎市長

教 習 所 名  
自動車教習所長

印